

平成26年度第2回胎内市行政改革推進委員会議事要約

- 開催日時：平成27年3月4日（水） 午後1時30分～午後3時50分
- 開催場所：胎内市役所 第2応接室
- 出席委員：天木正史 井上英輔 小野正敏 齋藤熊蔵 鈴木俊一 富澤佳恵
布川拓男
- 欠席委員：奥村町子（敬称略）

1 胎内市行政改革推進委員会の議事要約について

- ・議事要約は今回配布し、訂正等ある場合は3月13日（金）までに連絡し、署名頂いた後、HPに公開する。
- ・第1回の議事録署名委員は、小野委員、布川委員を選定する。
- ・第2回の議事録署名委員は、小野委員、富澤委員を選定する。

2 第2次行政改革大綱実施計画の中間報告について

- ・中間報告(修正案)の内容について説明。

委員：「遊休財産の利活用のため、市報やホームページにより市民への」とあるが、ここで言う市民とはどういう位置付けか。売却は市内の人に限定するものなのか、市外の人でも可能か。

事務局：市報は市内の配布だが、1円でも高く売るため市民に限定していない。

委員：定員の適正化について、職員から組織機構に関する意見を募集した、また事務・事業委託等検討委員会により調査・検討したとあるが、この結果はまとまっているか。意見は職員全員から募集したのか。

事務局：職員から組織機構に関する意見を募集した結果7～8件だったと記憶する。これを次の組織機構の見直しの参考にした。あくまでも意見なのでそのまま実行するという趣旨ではない。具体的には健康福祉課では子育て支援、健康づくり、障がい福祉、高齢福祉など他市町村に比べ幅広く管轄しており、課を分けた方が良いという意見があった。これを受けて平成27年度の機構改革で3課に分ける予定である。

委員：全職員に意見を求めて7～8件というのは少ないのでは。職員は無関心なのか。

事務局：全職員の中で7～8人しか意見が無かった、という意味ではない。1人1人の意見だけでなく、1つの意見として職員間の意見をまとめたものもある。

委員：階層別実施するとか、管理職だけ実施するとか、様々な方法もあるのでは。

事務局：課長会議で出てきた意見を踏まえて議論している。職員自身が携わっている仕事に無関心である事は無く、それぞれ何かしら意見を持っている。職員間で話し合いを行った中で、組織機構に対する意見が集まって、それを1つの意見として提出しているものもある、ということである。

委員：SNSという言葉は、まだまだ馴染のない言葉かと思われるので、ソーシャル・ネ

ットワーキング・サービスと正式名称を書いた方が良いのではないかと。

委員：注釈は付かないのか。

委員：どこまで注釈を付けるのかも問題である。

事務局：SNSについては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)としたい。

委員：市が情報発信するツールは、具体的には何があるのか。

事務局：twitter、Facebookがある。

委員：市のホームページからのリンクが無い。

事務局：ブログにはリンクされている。

委員：笛吹市では市の情報全てをFacebookで発信している。Facebookは誰でも書き込める事を考えると、市のホームページとしては先進的かと思う。

事務局：そういった面を考えると、導入には情報のバランスや活用方法を検討していかなければならない。

委員：過去に市のホームページに掲載板があったが、市の情報にふさわしくない内容が多くて止めたと聞いた。

事務局：非難中傷など、いわゆる「炎上」の可能性もあるため、慎重にならざるを得ない。

委員：職員の意識改革、接遇マナーの向上について、市では接遇マナーは悪いと感じているのか。私は窓口の接遇は良いと感じているが、「向上」とあるのは現状として悪いと感じているのでは。

事務局：現状よりも更に向上させて行く、という事である。1月末から2月初めにかけて、窓口に来られた方を対象に窓口サービスアンケート調査を行った。結果は大変満足、満足が約90%を占めている。残りの結果の方にも満足いただけるようサービスを向上していくという意味である。

委員：100%を目指すということか。

事務局：100%を目指しているが、現実的には100%にはならないため、目標としては難しい。目標としては今後、新たな総合計画を策定する中で、今年度の外部評価委員会や2次評価委員会でも議論になったが、目標のあり方、指標の設定を明確にすることで、誰に聞かれても納得が出来る回答ができるようにしようと考えている。

委員：職員の意識改革の中で、あえて窓口業務の向上と入れるのには意味があるのかと考えた。

事務局：窓口も市民が多く利用する1階の窓口だけでなく、2階・3階にも窓口があり来客がある。窓口業務を行う中で1人でも対応が悪く思われれば、市役所全て悪く思われることになる。市役所全体で行う必要がある取組である。

・進捗管理表の内容について説明。

委員：情報公開コーナーの設置に必要な場所、備品、管理・運用などがあるが、どういうイメージなのか。何かを想定していると思うが、個人的にはできることから設置してほしい。

事務局：情報公開コーナーのイメージとしては、ある程度の広さの場所に、市が作成した刊行物や公文書、議事録などを取り揃えて閲覧を可能にする。またパソコンを備え付けて情報検索を行うことができ、必要な場合は有償でコピーが出来る、そういった事ができる場所を情報公開コーナーとしている。例えばさいたま市などでは支所

単体で情報公開コーナーを整備している。

委員：それは理想的な情報公開コーナーの検討であって、実際に実現可能な部分からでも設置の検討はできないのか。少なくともホームページにはかなりの量の情報があるが、そういった情報はパソコンが使えない方には見ることができない。誰にでも情報を閲覧できる場所を設けることも必要ではないか。決算書や議案書が簡単に見ることができる場所があれば良いと思う。

事務局：議会の議事録や予算書決算書などは、紙にすると膨大な量になる。仮に10年分の資料でも置くスペース自体が取れない。座って閲覧する場所、専門の職員を置く必要も出てくる。現実的にはホームページで閲覧してもらい、必要な情報は情報公開請求していただくのが費用・コストもかからない方法である。

委員：ニーズが無いという事なのか。

事務局：ホームページで対応していると思われる。しかし議事録等がどのくらい閲覧されているかは分からない。

委員：実際に設置したとしても、どの程度利用があるか疑問である。設置しなくとも対応できるのであれば、それで良いと思う。

事務局：情報公開コーナーは既に実施計画に記載されているため、実績としてこういう状況であると報告している。

委員：市のホームページからGIS（地理情報システム）を利用できるが、利用実態はあるのか。

事務局：結構利用していると聞いている。住宅明細図として使用した方からも「便利ですね」という声がある。

委員：市長への手紙が市ホームページに掲載されている。平成25年度で27件あるようだがこの2～3年更新されていない。公開する内容ではないのか。

委員：以前の委員会で、個人名や団体名が記載されていて相手の個人情報に触れたり、相手が特定できてしまうなどにより、公開できないという話があった。

委員：市長への手紙の注意事項に、特定の個人や団体等を侮辱又は誹謗中傷した内容のものについては回答しないと書いてある。にもかかわらずそういった内容が多いのか。

事務局：手紙の内容までは把握していないので、後ほど確認する。

委員：市長の手紙の回答もあるが、実際どの程度実行しているかが見えない。

委員：時系列で経緯が分からない。

委員：健全な財政運営で、指標として一般会計当初予算額が載っているが、市の財政状況を示すためにはこの指標が良いのか。財政を示す指標としては実質公債費率などが当てはまるのでは。

事務局：財政健全化計画の実施項目では実質公債費率を指標として載せている。この概算要求基準に基づく予算編成の実施項目では、歳出の無制限な増大を抑制し、新市建設計画の実施についても計画的に行うように、という意味で当初予算額を指標としている。

委員：中条駅西口整備事業は26年度で終わるのか。

事務局：平成29年度までである。駅舎自体は市が負担金を払い、JRが施工する。

委員：工事中は中条駅の売店は閉鎖となるのか。市の玄関としての場所でもある。市の特産物をPRする良い場所である。

事務局：現在は観光協会が運営していて、観光案内所として設置している。

委員：残していただきたいと思う。

事務局：確認する。（会議後確認、中条駅の観光案内所は平成27年度より閉鎖となる。）

委員：各種手当の見直しで、なぜ各種手当の中に医師手当や研究手当、往診手当が入っているのか。

事務局：国の制度と異なる手当としては3つの手当がある。それ以外は国の手当に準拠している。

委員：通勤手当などのイメージで捉えていたが。

事務局：各種手当は国に準拠している。

委員：各種手当を検討するものではないのか。

事務局：基本的には国の制度に準拠しなさい、となっているので手当を変える事はない。国の制度に無い手当、ということで検討の余地がある。

委員：最初からそういう意味で実施項目を設定したのか。

事務局：はい。

委員：企業会計等の経営健全化、上下水道課の公営企業会計の指標で、総収益の交付税割合は高ければ悪いのか。

事務局：高ければ一般会計からの補助金割合が大きい。

委員：総収支比率は逆か。

事務局：こちらは高いほど収益が大きい。

委員：第三セクター経営合理化・効率化の推進で、(株)胎内リゾートの経常利益のマイナスと市の財政との関係は。

事務局：市からは指定管理委託料。

委員：組織機構の改革に当たって委員会の設置で、事務・事業委託等検討委員会は内部による委員会か。

事務局：内部によるもの。

委員：情報セキュリティ研修は、個人情報の保護や各自のパソコンのセキュリティも対象となるのか。

事務局：対象となる。健康福祉課のように施設が別であればそれぞれに担当者を置く。

委員：「tainai」と書かれたメールが来る。

事務局：市にも迷惑メールが多く来ている。

委員：そのメールはなりすましメールかも知れない。市に見せかけたメールもあるので注意が必要である。

事務局：修正案でよろしいか決定したい。

委員：別紙1の一覧表は詳しく書いてあって良いが、達成状況の「○×」のうち、4つの未達成である「×」が目立つ。「×」の実施項目でも、実際には研修会は行っていないけれども周知や確認などは行っている。この一覧表は委員会の内部資料として、公開まではしなくても良いと思われる。

委員：「○」が多いと疑ってしまう。

委員：接遇マナー研修や法令遵守研修などは、達成状況は未達成で「×」となっているが、研修会が開催がされなただけで、全く取組んでいない訳ではない部分については評価したい。

委員：「○×」は自己評価という位置付けでは。評価とすれば4つの未達成である「×」のうち3つが総務課である。「○×」の使い方を考えれば行政改革の進捗を示す上

で有効である。

委員：ここまで細かい内容は必要ないと思う。

委員：自己評価であれば出すべきではないと思う、外部による評価であれば出すべきだと思う。外部の人から見て判断したのであれば、公表するべきだと思う。

事務局：今回進捗管理表を作成した際には、計画に対して実績はどうだったかを各担当課で記入しているので、自己評価と考えられる。この表の「○×」は実績の記入に対して、計画以上に進んでいるか機械的に「○×」を付けている。

委員：見る人が見れば反応もある。

委員：載せない方が良いのでは。

事務局：では、中間報告と進捗管理表で足りるのであれば、一覧表は公表しないという事で良いか。

委員：はい。

委員：この議事についても公開される。達成状況が記載されていない訳ではないし、委員の皆さんも達成状況を確認している。

事務局：中間報告の修正案についても、これで良いでしょうか。

委員：はい。

事務局：では、先ほどの字句等を訂正し、公開したい。

3 外部評価委員会の意見について

事務局：先ほどの市長への手紙の更新は、個人が特定できるものは公表できないが、公表に支障がないものについては順次掲載して行きたいとの事であった。

委員：手紙を出す基準、注意事項を逸脱した手紙が多いということか。

事務局：はい。

- ・「平成 26 年度行政評価委員会 主な意見」を説明。

委員：1つ1つ修正点を検討するよりは、語句の訂正であれば文書のやり取りで良いと思う。外部評価委員の意見は「主な意見」に集約されて公開される。

委員：個人的にはよくまとまっていると思う。

委員：修正する必要がある人が事務局に連絡するという形で良いのでは。皆さんいかがでしょうか。

委員：了解。

事務局：では、主な意見についても修正等あれば13日までに取りまとめたい。

事務局：2点ほど字句の修正をお願いしたい。（修正を説明）

- ・外部評価委員会の議事要約の公開について

事務局：外部評価委員会の議事要約を作成した。これを公表して良いか確認したい。

委員：評価シートの主な意見の他に、さらに議事要約も公表しますか、ということか。

事務局：はい。

委員：評価シートに意見も載っているし、ここまで公表する必要はないと思う。議事要約

には委員の名前も載っている。

委員：名簿などは他の委員会でも載っている。

事務局：議事要約には名前はないが、名簿に公表しているものもある。

委員：全部ですか。

事務局：色々な委員会があるので、一概には言えない。

委員：委員会で統一性を取らないのか。それを踏まえて名簿まで必要ないと思う。

委員：以前、外部評価では要約は作らないと言っていた。

事務局：公表できる形で要約が作られているので、公表について問題はない。公表すべきでないという意見があれば公表しない。

委員：ここまでまとめているのであれば公表してはどうか。

委員：公開しても問題はないと思う。意見は評価シートに反映されて公表し、意見のやり取りは議事要約に載ることになる。

事務局：意見だけでは意見を言った人の考え方などは分からない。

委員：意見だけ見ても分からない。

事務局：公表するということでよろしいか。

委員：お願いします。

事務局：では、こちらについても13日までに取りまとめたい。

・今後の予定について

委員：公募委員の任期は。

事務局：委嘱状を確認したところ、平成27年8月31日までである。

委員：議事要約の署名方法は。

事務局：13日の取りまとめ後、議事録署名委員に連絡する。

以上